投資適格社債市場の足下の動向と年後半の見通し

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 2016年7月7日

- ✓ 世界投資適格社債は年初来で相対的に良好なパフォーマンス
- ✓ 足下の投資適格社債の利回りは魅力的な水準と判断
- ✓ 米国では年後半に1回程度の利上げが実施されると予想

7

年初来で良好なパフォーマンスを維持 する世界の投資適格社債

2016年前半の世界の投資適格社債市場は、堅調な推移が続きました。その背景としては、米国の早期利上げ観測が後退したこと、原油価格が反発しエネルギーや素材セクターの社債が大きく上昇したこと、また、3月には欧州中央銀行(ECB)が追加金融緩和策として投資適格社債を資産購入対象に追加したことなどが挙げられます。

п

足下の投資適格社債の利回りは魅力 的な水準と判断

足下の投資適格社債の価格は上昇傾向にあるものの、バリュエーション面では依然として魅力的な水準にあると判断しています。企業はコスト削減に努めており、利益率は引き続き堅調です。また、ECBが3月の金融政策決定会合において追加金融緩和策を発表し、資産購入対象に投資適格債を追加したことは社債市場にとっての大きなプラス材料となっています。

しかしながら、企業の負債比率や買収件数が増加傾向にあること、米国が年内利上げ見通しであることなどから、スタンディッシュ社では2016年の投資適格社債市場に対して、やや慎重なスタンスで運用に臨んでいます。

ı

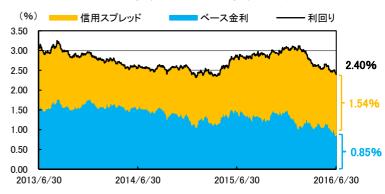
米国では年後半に1回程度の利上げが実施されると予想

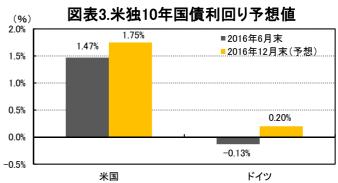
米国については、米連邦準備制度理事会(FRB)が世界経済を見極めながら、慎重な利上げを進めていくと思われ、スタンディッシュ社では2016年後半に1回程度の利上げを予想しています。世界的な低金利環境下では、先進国の中で相対的に利回りの高い米国債への需要が見込まれます。年末時点の米国10年国債利回りはわずかに上昇し、1.75%程度と予想しています。

図表1.年初来の世界投資適格債と 米国国債のパフォーマンス推移 (2015年12月31日~2016年6月30日、円ヘッジベース)



図表2.過去3年間の世界投資適格社債の利回り推移 (2013年6月30日~2016年6月30日)





世界投資適格債:バークレイズ・グローバル総合・クレジット・インデックス 米国債:バークレイズ・米国債インデックス 出所:バークレイズ、ブルームバーグ、スタンディッシュ

※上記はBNYメロン・グループ傘下のスタンディッシュ・メロン・アセットマネジメントの情報を基に作成したレポートです。



< 投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

< 投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- ◆ 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

< 投資信託に係る費用について>

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時:申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時:換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時:信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。



BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第406号 加入協会・一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■当資料は、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が情報提供を目的として作成した資料であり、特定の有価証券の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値、図表等は、特に断りのない限り当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに今後変更されることがあります。■当資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。■ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。